

まちづくり施設整備項目表(その他)

平成 年 月 日作成	作成者氏名	TEL
------------	-------	-----

届出者氏名	
施設の名称	
施設の所在	
施設の概要	

記入方法

設計内容を示す欄「整備概要」及び判定の欄「整」「望」を各項目ごとに記入する。 「整備概要」の欄は例示に従い簡潔に設計内容を記入し必要な場合は図面等を添付する。 「整」「望」の欄は、「整備基準」「望ましい基準」それぞれの基準に対する 適否の判定を次の記号により記入する。 「○」印:基準に適合する、該当する 等 「×」印:基準に適合しない 「/」印:当該事項が関係しない	留意事項の確認及び総合判定		
	整備概要	整	望
	記入例: (最小幅員) 80cm (最大幅員) 120cm		

留意事項: は両方に関するもの、 は整備基準、 は望ましい基準

道路	1.歩道(全般)			留意事項の確認及び総合判定		
	基本として歩道は道路構造令に従って設ける。 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー新法」という。)第2条第21項に規定する重点整備地区においては、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号。以下「道路移動等円滑化基準」という。)に定めるところによること。					
	整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
	歩車道の分離	歩道と車道を明確に分離。	同左。			
	有効幅員	原則200cm以上	200cm以上			
	歩道面の勾配等	イ)縦断勾配は、5パーセント以下とする。(沿道の状況によりやむを得ない場合は8パーセント以下) ロ)横断勾配は、1パーセントとし雨水を地下に円滑に浸透させることが出来る構造とする。平坦で滑りにくく水はけのよい仕上げとする。 ハ)縦断勾配を設ける箇所には横断勾配は設けない。	同左。			
	排水溝の蓋	歩道に設ける排水溝の蓋は車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	同左。			
	縦断勾配	5%以下。(沿道の状況等によりやむを得ない場合は8%以下。)	同左。			
	歩道上の設置物の配慮	歩道上の標識柱・街灯柱等は可能な限り共架して整理統合し歩道の有効幅員を確保。	同左。			
	2.歩道と車道が接続する部分で歩行者が通行する部分			留意事項の確認及び総合判定		
	-					
	整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
	段差	2cmを標準。	同左。			
	切下げ部分の配慮	切下げ部分に排水ますが位置しないよう配慮。	同左。			
	3.歩道を横断する車両出入口			留意事項の確認及び総合判定		
	-					
	整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
	歩道の平坦性	歩道が連続して平坦になるよう横断勾配に配慮。	同左。			
	歩道等の車道等に対する高さ	5cmを標準。	同左。			

4.視覚障害者用床材			留意事項の確認及び総合判定		
-					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
設置義務	公共交通機関の旅客施設や視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて連続して敷設すること。	同左。			
識別性	原則として黄色とし、これによりがたい場合は周囲の床材と明度差の大きい色。	同左。			
標準形状	大きさは30cm角とし、形状はJIS T9251に適合するものを標準とする。	同左。			
5.立体横断歩道施設			留意事項の確認及び総合判定		
バリアフリー新法第2条第21項に規定する重点整備地区においては、道路移動等円滑化基準に定めるところによること。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
手すり	両側に二段の手すりを設置	同左。			
回り段の回避	回り階段以外の構造。	同左。			
表面の仕上げ	平坦で滑りにくく水はけの良い仕上げ。	同左。			
段の構造	けあげ15cm、踏面30cmを標準、けこみ2cm以下。	同左。			
照明	照明を設置。	同左。			
エレベーター等	駅前広場等の横断者が多い場所には、必要に応じ、エレベーター又は傾斜路を設けること。構造は道路移動等円滑化基準によること。	同左。			
エスカレーター		必要に応じ、エスカレーターを設置することとし、構造は道路移動等円滑化基準に定めるところによること。			
6.乗車場			留意事項の確認及び総合判定		
-					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
高齢者、障害者等への配慮	バス・タクシー乗り場等は、高齢者、障害者等に配慮した構造。	同左。			
7.案内表示			留意事項の確認及び総合判定		
-					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
高齢者、障害者等への配慮	高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいように設置位置、文字の大きさ及び色等に配慮。	同左。			
8.視覚障害者用信号機			留意事項の確認及び総合判定		
-					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
設置義務		信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道において、視覚障害者の横断の安全を確保する必要がある場合、視覚障害者用信号機の設置。			
9.休憩所の設置			留意事項の確認及び総合判定		
歩行者用の休憩所の設置が適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
設置義務		歩行者用の休憩所を設置。			

公園	1.出入口			留意事項の確認及び総合判定		
	最低1カ所の出入口に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望	
有効幅員	120cm以上。	同左。				
段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設。	同左。				
車止め柵	90cm以上の間隔を標準とし、柵の前後に150cm以上の水平部分を設置。	同左。				
2.園路			留意事項の確認及び総合判定			
園路は敷地の地形条件を考慮する。						
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望	
有効幅員	原則180cm以上。	180cm以上。				
	やむを得ない場合は、幅を120cm以上とすることができる。ただし、主要動線の園路については、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50cm以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設置。					
勾配(縦断勾配)	縦断勾配は原則として4%以下。	同左。				
	最大でも8%以下。	同左。				
	縦断勾配が50m以上続く場合は途中に150cm以上の水平部分を設置。	同左。				
	縦断勾配が4%を超える場合は斜路の両端に180cm以上の水平部分を設け、かつ少なくとも片側に手すりを設けて斜路の両端から50cm以上の水平部分を設置。	同左。				
勾配(横断勾配)	横断勾配は1%以下。	同左。				
	やむを得ない場合は、2%以下。	同左。				
舗装面の処理	舗装面は滑りにくい仕上げとし、砂利は用いない。	同左。				
排水溝の蓋等	園路を横断する排水溝には蓋掛けをし、格子蓋、マンホール等は可能な限り園路と同一レベルに設け、排水穴の大きさは車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	同左。				
縁石の切り下げ	幅120cm以上、段差2cm以下とし、すりつけ勾配は10%以下。	同左。				
転落防止措置	危険落下防止用の縁石は高さ10cm以上。	同左。				
段	園路には車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず主要動線の園路に段を設ける場合は、傾斜路を併設。	同左。				
3.階段			留意事項の確認及び総合判定			
階段は、基準を満たすとともに、舗装材を変えたり注意喚起用床材を敷設すること等により明確に位置表示を行い、昇降口付近における夜間の照明を十分に行うこと。						
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望	
段の構造	けあげ16cm以下、踏面30cm以上、けこみ2cm以下、有効幅員90cm以上でかつ同一階段では、けあげ・踏面・けこみの寸法一定。	同左。				
	踏面は、降雨時においても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、踏面と段鼻の段差がない。	同左。				
	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造。	同左。				

踊場	階段高さ2.5m以内ごとに踏幅1.2m以上の段差のない踊場を設置。	同左。			
手すりの設置義務	少なくとも片側に設置し、特に幅の広い場合は中間にも設置。	同左。			
	主要動線の階段については、両側に手すりを設置。	同左。			
手すりの仕様	両端部から50cm以上水平延長。	同左。			
	取付高さは大人用80cm、子ども用60cmを標準。	同左。			
	手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付け。	同左。			
水平部分	階段の両端には120cm以上の水平部分を設置。	同左。			
立ち上がり部	階段の両側には、立ち上がり部を設置。ただし、側面が壁面である場合はこの限りでない。	同左。			
4.傾斜路			留意事項の確認及び総合判定		
傾斜路の基準は、階段または段を迂回するための傾斜路に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
設置義務	主要動線に階段を設ける場合は、傾斜路を併設。	同左。			
	特別の理由により傾斜路を設けることが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適したものを設置。	同左。			
幅員	120cm以上。	同左。			
	階段又は段に併設する場合は、90cm以上。	同左。			
勾配(縦断勾配)	縦断勾配は原則として4%以下、最大でも8%以下。	同左。			
	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の水平部分を設置。	同左。			
	縦断勾配が4%を超える場合は、斜路の両端に180cm以上の水平部分を設け、傾斜路の両端からそれぞれ50cm以上の水平部分を設置。	同左。			
勾配(横断勾配)	横断勾配は設けない。	同左。			
路面の仕様	路面は滑りにくい仕上げ。	同左。			
手すりの連続性	両側に第3項第4号に規定する構造の手すりを設け、方向の変わる場合でも途切れさせない。	同左。			
立ち上がり部	傾斜路の両側には、立ち上がり部を設置。ただし、側面が壁面である場合はこの限りでない。	同左。			

5.視覚障害者用床材等			留意事項の確認及び総合判定		
高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所において適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
設置義務	さく、視覚障害者用床材その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設置。	同左。			
視覚障害者用床材の仕様	色は、原則として黄色。ただし、これによりがたい場合は、周囲の部分の色と明度差の大きい色。	同左。			
	大きさは、縦30cm、横30cm、形状は、JIS T9251に適合するものを標準。	同左。			
6.野外テーブル			留意事項の確認及び総合判定		
野外テーブルの基準は、設ける場合に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
アプローチ	アプローチ方向の床面に150cm以上の水平部分を設置し、可能な限り段差解消。	同左。			
下部空間		テーブルの下に高さ65cm以上、奥行き45cm以上の空間を確保。			
7.飲用水栓			留意事項の確認及び総合判定		
飲用水栓の基準は、設ける場合に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
アプローチ	アプローチ方向の床面に奥行き150cm以上、幅90cm以上の水平部分を設置し、可能な限り段差解消。	同左。			
下部空間		飲用水栓の下に高さ65cm以上の空間を確保。			
高さ等の制限		飲み口の高さは車いすに腰かけたまま使用できるよう76cmを標準とし、水栓も使用しやすい位置及び構造。			
8.手洗場			留意事項の確認及び総合判定		
手洗場を設ける場合は、そのうち最低1カ所に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
手洗場の構造	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造。	同左。			
9.駐車場			留意事項の確認及び総合判定		
駐車場の基準は、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち最低1カ所に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
設置義務	駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設置。	同左。			
設置位置等	公園出入口や建造物間近の車動線を横断しない位置で、かつ可能な限り勾配の少ないところに設置し、車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示。	同左。			
アクセス等	歩道や園地からの出入りに支障のないよう注意。	同左。			
施設の寸法	ドアやトランクを全開でき車いすと自動車との乗り換えが容易に行えるよう、幅350cm以上、奥行き500cm以上のスペースを確保。	同左。			
	車いす使用者用駐車施設の後部には幅135cm以上の安全路を設置。	同左。			

10.休憩所等			留意事項の確認及び総合判定		
休憩所等について、車いす利用者への配慮の基準については公園内に休憩所等を設ける場合に適用され、出入口以下の基準については休憩所等の最低1カ所に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
車いす利用者への配慮	車いす使用者の休憩所等へのアクセス及び休憩所等内での移動に配慮した休憩所等の配置・間取り等を計画。	同左。			
出入口の構造	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、80cm以上。	同左。			
	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設。	同左。			
	戸を設ける場合は、幅は80cm以上。高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造。	同左。			
カウンターの構造	カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合はこの限りでない。	同左。			
広さ	車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保。	同左。			
便所	不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第12項の基準に適合。	同左。			
11.管理事務所			留意事項の確認及び総合判定		
管理事務所の基準は、設ける場合に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
出入口の構造	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、80cm以上。	同左。			
	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設。	同左。			
	戸を設ける場合は、幅は80cm以上。高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造。	同左。			
カウンターの構造	カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合はこの限りでない。	同左。			
広さ	車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保。	同左。			
便所	不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第12項の基準に適合。	同左。			

12. 便所			留意事項の確認及び総合判定		
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
設置義務	公園には、必要に応じ、基準に適合する車いす使用者等に配慮した便所を設置。	同左。			
出入口の有効幅員	90cm以上。	同左。			
出入口の段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設。	同左。			
戸の構造	戸を設ける場合は、幅は原則90cm以上の引き戸又は外開き戸とし、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造。	同左。			
便房の大きさ	車いす使用者の出入り及び回転が可能なものとし間口・奥行きともに200cm以上を標準。	同左。			
床の仕様	床の表面は、滑りにくい仕上げ。	同左。			
便器の配置	便器その他の配置は、車いす使用者の動作上支障のないよう配置。	同左。			
便器の仕様	和式は用いず、大便器は洋式、小便器は手すり付きストール型。	同左。			
水洗器具の仕様等	容易に操作できるもの。	同左。			
手すりの仕様等	壁ぎわの高さ70～80cmに必ず手すりを設け、必要に応じて可動式。	同左。			
案内表示	車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示。	同左。			
13. 案内表示			留意事項の確認及び総合判定		
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
設置義務	公園の出入口等に必要に応じて設置。	同左。			
構造	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造。	同左。			
表示内容	当該案内表示に表示された内容が容易に識別できる。	同左。			
主要な箇所での設置義務		公園の出入口等のうち主要な箇所には、次に定める視覚障害者のための案内板を設置。			
点字表示		点字で表示するとともに、文字や記号を彫り込んで表示。			
文字の識別		できるだけ大きな文字とし、色の対比を鮮明にする。			
盲導鈴等		必要に応じ、盲導鈴等を設置。			
14. 屋根付き広場			留意事項の確認及び総合判定		
屋根付き広場を設ける場合は、そのうち最低1カ所に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
出入口の幅員	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、80cm以上。	同左。			
出入口の段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設。	同左。			
広さ	車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保。	同左。			

15. 野外劇場			留意事項の確認及び総合判定		
野外劇場の基準は、設ける場合に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
出入口の幅員	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、80cm以上。	同左。			
出入口の段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設。	同左。			
以下 から の基準は出入口と車いす使用者用観覧スペース及び車いす使用者等に配慮した便所との間の経路を構成する通路に適用される。					
幅員	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80cm以上。	同左。			
段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設。	同左。			
勾配(縦断勾配)	縦断勾配は4%以下。	同左。			
	最大でも8%以下。	同左。			
勾配(横断勾配)	横断勾配は1%以下。	同左。			
	やむを得ない場合は、2%以下。	同左。			
路面の仕様	路面は、滑りにくい仕上げ。	同左。			
車いす使用者用観覧スペースの設置義務	当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設置。	同左。			
車いす使用者用観覧スペースの広さ	幅は90cm以上であり、奥行きは120cm以上。	同左。			
車いす使用者用観覧スペースの段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。	同左。			

16.野外音楽堂			留意事項の確認及び総合判定		
野外音楽堂の基準は、設ける場合に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
出入口の幅員	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、80cm以上。	同左。			
出入口の段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設。	同左。			
以下 から の基準は出入口と車いす使用者用観覧スペース及び車いす使用者等に配慮した便所との間の経路を構成する通路に適用される。					
幅員	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80cm以上。	同左。			
段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設。	同左。			
勾配(縦断勾配)	縦断勾配は4%以下。	同左。			
	最大でも8%以下。	同左。			
勾配(横断勾配)	横断勾配は1%以下。	同左。			
	やむを得ない場合は、2%以下。	同左。			
路面の仕様	路面は、滑りにくい仕上げ。	同左。			
車いす使用者用観覧スペースの設置義務	当該野外音楽堂の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設置。	同左。			
車いす使用者用観覧スペースの広さ	幅は90cm以上であり、奥行きは120cm以上。	同左。			
車いす使用者用観覧スペースの段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。	同左。			

路外駐車場	1.車いす使用者用駐車施設			留意事項の確認及び総合判定		
	建築物以外の路外駐車場について、最低1カ所は整備基準を満たす車いす使用者用駐車施設を設けること。					
	整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
	駐車場の幅	350cm以上。				
	案内表示	車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示。				
	アクセス等の確保	当該施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路(路外駐車場移動円滑化経路)の長さができるだけ短くなる位置に設けること。				
	2.路外駐車場移動円滑化経路			留意事項の確認及び総合判定		
	当該施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を高齢者、障害者等が利用できる経路とすること。					
	整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
	段差	経路上に段を設けないこと。ただし傾斜路を併設する場合は、この限りで				
出入口	出入口の幅は、80cm以上とすること。					
経路幅	経路幅は120cm以上とする。また50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。					
傾斜路を設ける場合の構造	幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上					
	勾配は1/12を超えない。ただし高さが16cm以下の場合には1/8を超えない。					
	高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。					
	勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。					
住宅開発団地	1.団地内歩道			留意事項の確認及び総合判定		
	団地内歩道の整備基準は、住宅開発団地において当該施設を設ける場合に適用される。					
	整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
	団地内歩道の構造等	「3.道路」の整備基準に準拠。				
	2.団地内公園			留意事項の確認及び総合判定		
団地内公園の整備基準は、住宅開発団地において当該施設を設ける場合に適用される。						
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望	
団地内公園の構造等	「4.公園」の整備基準に準拠。					

留意事項： は両方に関するもの、 は整備基準、 は望ましい基準